

## 板倉町

料金は、次の表に定める額に消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

口径別	基本料金（1箇月）		超過料金 （1立方メートルにつき）
	水量	料金	
13ミリメートル	10立方メートル	1,350円	10立方メートルを超え20立方メートルまで 130円
20ミリメートル	10立方メートル	1,400円	20立方メートルを超えるもの 140円
25ミリメートル		1,700円	50立方メートルまで 140円
30ミリメートル		1,800円	50立方メートルを超え100立方メートルまで 150円
40ミリメートル		1,900円	100立方メートルを超えるもの 160円
50ミリメートル		2,100円	
65ミリメートル		2,500円	
75ミリメートル		3,000円	
臨時			2,500円

### 備考

- 1 臨時用以外の用に水道を使用する場合を一般用という。
- 2 臨時用とは、工事その他臨時の用に水道を使用する場合をいう。

■水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 110 / 100

計算例

口径20mmで2ヶ月の使用水量が55m<sup>3</sup>の場合  
55m<sup>3</sup> ÷ 2 = 27m<sup>3</sup> 余り1m<sup>3</sup>

①27m<sup>3</sup>の計算

基本料金	1~10m <sup>3</sup>		=	1,400円
従量料金	11~20m <sup>3</sup>	(10m <sup>3</sup> × 130円)	=	1,300円
	21~27m <sup>3</sup>	(7m <sup>3</sup> × 140円)	=	980円
計			=	3,680円

②27m<sup>3</sup> + 1m<sup>3</sup> = 28m<sup>3</sup>の計算

基本料金	1~10m <sup>3</sup>		=	1,400円
従量料金	11~20m <sup>3</sup>	(10m <sup>3</sup> × 130円)	=	1,300円
	21~28m <sup>3</sup>	(8m <sup>3</sup> × 140円)	=	1,120円
計			=	3,820円

③合計

(3,680円 + 3,820円) × 110 / 100	=	8,250円
		(1円未満切り捨て)